

○厚生労働省告示第三百六十八号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第三十六条の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき、薬事法第三十六条の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品（平成十九年厚生労働省告示第六十九号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。ただし、この告示による改正後の別表第三生薬及び動植物成分の項の規定は、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十三年九月三十日

厚生労働大臣 小宮山洋子

別表第一中第一号を第一号の二とし、同号の前に次の一号を加える。

一 アシクロビル

別表第一中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号から第十七号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第三無機薬品及び有機薬品の項第三百三十六号中「。ただし、口腔内貼付剤に限る。」を削る。

別表第三生薬及び動植物成分の項を次のように改める。

生薬及び動植物成分

一 赤カシユウ。ただし、外用剤を除く。

- 二 亜麻仁。ただし、外用剤を除く。
- 三 アルニカ。ただし、外用剤を除く。
- 四 アロエ。ただし、外用剤及び一日量中アロエ〇・七五g以下を含有するものを除く。
- 五 アンズオール。ただし、外用剤を除く。
- 六 イチイ。ただし、外用剤を除く。
- 七 イレイセン。ただし、一日量中イレイセン〇・一五g以下を含有するもの（外用剤を除く。）を除く。
- 八 インチン。ただし、外用剤及び一日量中インチン三g以下を含有するものを除く。
- 九 インチンコウ。ただし、外用剤及び一日量中インチンコウ三g以下を含有するものを除く。
- 十 インヨウカク。ただし、外用剤を除く。
- 十一 ウヤク。ただし、外用剤及び一日量中ウヤク二g以下を含有するものを除く。
- 十二 ウワウルシ。ただし、外用剤を除く。
- 十三 エイジツ。ただし、外用剤を除く。
- 十四 エンゴサク。ただし、外用剤を除く。
- 十五 オウゴン。ただし、外用剤及び一日量中オウゴン一g以下を含有するものを除く。
- 十六 オウバク。ただし、外用剤及び一日量中オウバク三g以下を含有するものを除く。

- 十七 オウレン。ただし、外用剤及び一日量中オウレン一g以下を含有するものを除く。
- 十八 カイクジン。ただし、外用剤を除く。
- 十九 カシ。ただし、外用剤を除く。
- 二十 カシユウ。ただし、外用剤を除く。
- 二十一 ガジュツ。ただし、一日量中ガジュツ五g以下を含有するもの（外用剤を除く。）を除く。
- 二十二 カスカラサグラダ。ただし、外用剤を除く。
- 二十三 カツコウ。ただし、外用剤及び一日量中カツコウ三g以下を含有するものを除く。
- 二十四 カツコン。ただし、外用剤及び一日量中カツコン四g以下を含有するものを除く。
- 二十五 カツセキ。ただし、外用剤及び一日量中カツセキ一・五g以下を含有するものを除く。
- 二十六 カラコウボク。ただし、外用剤を除く。
- 二十七 カラセンキユウ。ただし、外用剤及び一日量中カラセンキユウ二・五g以下を含有するものを除く。
- 二十八 カロコン。ただし、外用剤を除く。
- 二十九 カワヤナギ。ただし、外用剤を除く。
- 三十 カンショウコウ
- 三十一 カンゾウ。ただし、外用剤、一日量中カンゾウ一g未満を含有するもの及び一日量中カン

ゾウ一 g 以上を含有するもの（甘草乾姜湯、中健中湯及び排膿散及湯に限る。）を除く。

三十二 カンボウイ。ただし、外用剤を除く。

三十三 キササゲ。ただし、外用剤を除く。

三十四 キョウカツ。ただし、外用剤及び一日量中キョウカツ〇・一五 g 以下を含有するものを除く。

三十五 キョウニン。ただし、外用剤及び一日量中キョウニン〇・二 g 以下を含有するものを除く。

三十六 クコヨウ。ただし、外用剤を除く。

三十七 クジン。ただし、外用剤を除く。

三十八 クバク

三十九 クレンピ。ただし、外用剤を除く。

四十 ケイガイ。ただし、一日量中ケイガイ一 g 以下を含有するもの（外用剤を除く。）を除く。

四十一 ケイガイホ。ただし、一日量中ケイガイホ一 g 以下を含有するもの（外用剤を除く。）を除く。

四十二 ケンゴシ。ただし、外用剤を除く。

四十三 ケンゴシ脂。ただし、外用剤を除く。

四十四 ゲンジン。ただし、外用剤及び一日量中ゲンジン〇・五 g 以下を含有するものを除く。

- 四十五 鞆丸抽出物。ただし、外用剤を除く。
- 四十六 コウクジン。ただし、外用剤を除く。
- 四十七 コウブシ。ただし、外用剤を除く。
- 四十八 コウボク。ただし、外用剤及び一日量中コウボク〇・三g以下を含有するものを除く。
- 四十九 コウホン
- 五十 コクロジン。ただし、外用剤を除く。
- 五十一 コケモモヨウ。ただし、外用剤を除く。
- 五十二 ゴシツ。ただし、外用剤及び一日量中ゴシツ一・五g以下を含有するものを除く。
- 五十三 ゴシユユ。ただし、外用剤及び一日量中ゴシユユ〇・四g以下を含有するものを除く。
- 五十四 コジョウコン
- 五十五 ゴボウシ。ただし、外用剤及び一日量中ゴボウシ一・五g以下を含有するものを除く。
- 五十六 ゴレイシ。ただし、外用剤を除く。
- 五十七 コロンボ。ただし、外用剤を除く。
- 五十八 コンズランゴ。ただし、外用剤を除く。
- 五十九 サイコ。ただし、外用剤及び一日量中サイコ〇・七g以下を含有するものを除く。
- 六十 サイシン。ただし、外用剤及び一日量中サイシン〇・三g以下を含有するものを除く。

六十一 サンショウコン。ただし、外用剤を除く。

六十二 ジオウ。ただし、外用剤及び一日量中ジオウ〇・八g以下を含有するものを除く。

六十三 シオン。ただし、外用剤を除く。

六十四 ジコツピ。ただし、外用剤及び一日量中ジコツピ〇・二g以下を含有するものを除く。

六十五 ジセキ。ただし、外用剤を除く。

六十六 シツリシ。ただし、外用剤を除く。

六十七 シベット。ただし、外用剤を除く。

六十八 シヤカンゾウ。ただし、外用剤及び一日量中シヤカンゾウ一g未満を含有するものを除く。

六十九 シヤクナゲヨウ

七十 ジャコウ。ただし、外用剤を除く。

七十一 ジャショウシ。ただし、外用剤及び一日量中ジャショウシ〇・六g以下を含有するものを

除く。

七十二 絨毛組織じゅう加水分解物。ただし、外用剤を除く。

七十三 シュロジツ。ただし、外用剤を除く。

七十四 ショウブコン。ただし、外用剤を除く。

七十五 ショウマ。ただし、外用剤及び一日量中ショウマ〇・一五g以下を含有するものを除く。

- 七十六 静脈血管叢^{そう}エキス
- 七十七 ショウレンギョウ。ただし、外用剤を除く。
- 七十八 ジリュウ。ただし、外用剤及び一日量中ジリュウ一・五g以下を含有するものを除く。
- 七十九 シンイ。ただし、外用剤及び一日量中シンイ〇・三g以下を含有するものを除く。
- 八十 ジンギョウ。ただし、外用剤を除く。
- 八十一 ジンコウ。ただし、外用剤及び一日量中ジンコウ一g以下を含有するものを除く。
- 八十二 シンモツコウ。ただし、外用剤を除く。
- 八十三 スイサイヨウ。ただし、外用剤を除く。
- 八十四 セイヨウトチノキ種子。ただし、外用剤を除く。
- 八十五 ゼオライト。ただし、外用剤を除く。
- 八十六 セキイ。ただし、外用剤を除く。
- 八十七 セキサシ。ただし、外用剤を除く。
- 八十八 セキショウコン。ただし、外用剤を除く。
- 八十九 セツコウ。ただし、外用剤及び一日量中セツコウ一・五g以下を含有するものを除く。
- 九十 セツコク。ただし、外用剤を除く。
- 九十一 セツコツボク。ただし、外用剤を除く。

- 九十二 セツコツヨウ。ただし、外用剤を除く。
- 九十三 センキュウ。ただし、外用剤及び一日量中センキュウ二・五g以下を含有するものを除く。
- 九十四 ゼンコ。ただし、外用剤及び一日量中ゼンコ一・二五g以下を含有するものを除く。
- 九十五 センコツ。ただし、外用剤を除く。
- 九十六 センソ。ただし、外用剤を除く。
- 九十七 茜草^{せん}
- 九十八 センナ（別名センナヨウ）
- 九十九 センナジツ
- 百 センプクカ
- 百一 センボウ。ただし、外用剤を除く。
- 百二 センレンシ。ただし、外用剤を除く。
- 百三 ソウキセイ（ヤドリギ科の植物を基原とする生薬を含む）。ただし、外用剤を除く。
- 百四 ソウジ
- 百五 ソウジュツ。ただし、外用剤及び一日量中ソウジュツ二・二五g以下を含有するものを除く。
- 百六 ソボク。ただし、外用剤及び一日量中ソボク一g以下を含有するものを除く。
- 百七 ダイオウ。ただし、外用剤を除く。

百八 タイシヤセキ。ただし、外用剤を除く。

百九 胎盤

百十 胎盤加水分解物

百十一 ダイフクヒ。ただし、外用剤を除く。

百十二 タクシヤ。ただし、外用剤及び一日量中タクシヤ三g以下を含有するものを除く。

百十三 ダツラ。ただし、外用剤を除く。

百十四 タンジン。ただし、外用剤を除く。

百十五 チョウトウコウ。ただし、外用剤及び一日量中チョウトウコウ〇・三g以下を含有するものを除く。

百十六 チョレイ。ただし、外用剤及び一日量中チョレイ二・二五g以下を含有するものを除く。

百十七 鉄粉

百十八 テンナンショウ。ただし、外用剤を除く。

百十九 テンマ。ただし、外用剤及び一日量中テンマーg以下を含有するものを除く。

百二十 テンモンドウ。ただし、外用剤及び一日量中テンモンドウ一・二五g以下を含有するものを除く。

百二十一 トウジン。ただし、外用剤を除く。

百二十二 トウニン。ただし、一日量中トウニン〇・五g以下を含有するもの（外用剤を除く。）を除く。

百二十三 ドクカツ。ただし、外用剤及び一日量中ドクカツ一・五g以下を含有するものを除く。

百二十四 トコン

百二十五 トシシ。ただし、外用剤を除く。

百二十六 ドモツコウ。ただし、外用剤を除く。

百二十七 ナンテン

百二十八 バイモ

百二十九 ハクセンヒ

百三十 ハゲキテン。ただし、外用剤を除く。

百三十一 ハゴシ。ただし、外用剤を除く。

百三十二 バシヨウコン。ただし、外用剤を除く。

百三十三 ハツカイヒ（別名ハツカイ）。ただし、外用剤を除く。

百三十四 ハンゲ。ただし、外用剤（粘膜に使用する製剤を除く。）及び一日量中ハンゲ〇・六g

以下を含有するものを除く。

百三十五 ハンペンレン

百三十六 ヒマシ油。ただし、外用剤を除く。

百三十七 ビヤクキョウサン。ただし、外用剤を除く。

百三十八 ビヤクシ。ただし、外用剤及び一日量中ビヤクシー・六g以下を含有するものを除く。

百三十九 ビヤクジュツ。ただし、外用剤及び一日量中ビヤクジュツ二・二五g以下を含有するものを除く。

百四十 ビヤクダン。ただし、外用剤を除く。

百四十一 ビンロウジ。ただし、外用剤を除く。

百四十二 フクボンシ。ただし、外用剤を除く。

百四十三 ブクリョウ。ただし、外用剤及び一日量中ブクリョウ四g以下を含有するものを除く。

百四十四 ブシ（別名加工ブシ又はハウブシ）。ただし、外用剤を除く。

百四十五 フジコブ

百四十六 フジバカマ

百四十七 フラングラ皮。ただし、外用剤を除く。

百四十八 ベアベリー。ただし、外用剤を除く。

百四十九 ベラドンナコン（別名ベラドンナ）。ただし、外用剤を除く。

百五十 ボウイ。ただし、外用剤及び一日量中ボウイ〇・五g以下を含有するものを除く。

- 百五十一 ボウフウ。ただし、外用剤及び一日量中ボウフウ〇・三g以下を含有するものを除く。
- 百五十二 ボタンピ。ただし、外用剤及び一日量中ボタンピ〇・四g以下を含有するものを除く。
- 百五十三 ポテンテイラ。ただし、外用剤を除く。
- 百五十四 ホミカ。ただし、外用剤を除く。
- 百五十五 マオウ。ただし、外用剤を除く。
- 百五十六 マクリ。ただし、外用剤を除く。
- 百五十七 マンケイシ。ただし、外用剤及び一日量中マンケイシ〇・五g以下を含有するものを除く。
- 百五十八 ムラサキオモト。ただし、外用剤を除く。
- 百五十九 メリロート。ただし、外用剤を除く。
- 百六十 モクツウ。ただし、一日量中モクツウ〇・三g以下を含有するもの（外用剤を除く。）を除く。
- 百六十一 モツヤク。ただし、外用剤を除く。
- 百六十二 ヤカン。ただし、外用剤を除く。
- 百六十三 ヤクモソウ。ただし、外用剤を除く。
- 百六十四 ヤツメウナギ。ただし、外用剤を除く。

百六十五 ヤラツパ。ただし、外用剤を除く。

百六十六 ヤラツパ脂。ただし、外用剤を除く。

百六十七 ユキワリソウ

百六十八 ヨウキセキ。ただし、外用剤を除く。

百六十九 ラクトサン。ただし、外用剤を除く。

百七十 リュウタン。ただし、外用剤及び一日量中リュウタン〇・七五g以下を含有するものを除く。

百七十一 レンギョウ。ただし、外用剤及び一日量中レンギョウ〇・三g以下を含有するものを除く。

百七十二 レンケイ。ただし、外用剤を除く。

百七十三 ロクジン。ただし、外用剤を除く。

百七十四 ロクベン。ただし、外用剤を除く。

百七十五 驢腎^{ろじん}。ただし、外用剤を除く。

百七十六 ワコウボク。ただし、外用剤を除く。

百七十七 ワレリアナ。ただし、外用剤を除く。

(注) 一日量は、十五歳以上の者に係る量(以下「基準量」という。)であつて、十五歳未満の者に係る量は、基準量を勘案して算定した量とする。